資料５

確認制度について（H26.1.24 国説明会資料より抜粋）

１　確認制度について

（１）概要について

○　子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設･事業者からの申請に基づき、市町村が、対象施設･事業として認定し、給付による財政支援の対象とする。

○　具体的には、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育･保育施設、地域型保育事業所に対して、その申請に基づき、各施設･事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、１号認定、２号認定、３号認定の区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費（委託費）を支払う。

【参考】認定区分
１９条第１項第１号に該当する場合：教育標準時間認定
１９条第１項第２号に該当する場合：満３歳以上・保育認定
１９条第１項第３号に該当する場合：満３歳未満・保育認定

【参考】事業類型
教育･保育施設：認定こども園、幼稚園、保育所
地域型保育事業：小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

○　教育･保育施設、地域型保育事業は、
①学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準等を満たすこと
②子ども･子育て支援法に基づく運営に関する基準（運営基準）を満たすこと
が求められる。

○　このうち、運営基準については、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例として策定する必要がある。

２　利用定員について

（１）概要について

○　新制度の施行の際に存在する認定こども園、幼稚園、保育所は、施設型給付を受ける確認があったものとみなされる（「みなし確認」。施行日前日までに別段の申し出

をしたときを除く。）が、これらの施設に対しても、１号、２号、３号の認定区分に応じた利用定員を設定する必要がある。

○　市町村は、市町村子ども･子育て支援事業計画に基づき、認可定員の範囲内で利用定員を設定することとなる。

（２）利用定員の設定方法について【対応方針】

○　施設型給付の対象施設のうち、保育所と認定こども園の利用定員は、２０人以上とする。幼稚園については、最低利用定員を設けない。（幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園は、施設全体では利用定員２０人以上に設定する。）

○　地域型保育事業の利用定員の最低数については、認可基準と併せて今後検討。

（３）子どもの年齢との関係について【対応方針】

○　１号　３～５歳　　２号　３～５歳　　３号　０歳／１・２歳　とする。

※　地域の実情等に応じてさらに細かい区分で設定することも可能。

※　年齢別の受入れ数について、利用者への情報提供に努めることとする。

※　ただし、柔軟な対応を可能とするため、一定の範囲内で一時的な定員超過を認めることとする。

（４）保育標準時間・保育短時間区分との関係について【対応方針】

○　保育標準時間、保育短時間は、働き方の状況によって年度途中でも変動が生じうるため、柔軟な対応が可能となり、また自治体の事業計画とも整合性が図られるよう、保育標準時間・保育短時間の区分をしないで利用定員を設定することを基本とする。

その上で、地域の実情に応じて市町村の判断又は事業者の申請により区分することも可能とする。

（５）定員割れ、弾力化等の取扱いについて【対応方針】

○　市町村が設定する確認制度上の利用定員数は、認可定員数の変更をせずとも、実際の施設の利用状況を反映したものとする。

（６）定員超過の場合の取扱いについて【対応方針】

○　幼稚園、保育所、認定こども園等の利用定員は、認可定員の範囲内で設定することを基本とする。

○　その上で、幼稚園、保育所、認定こども園等の利用定員（認可定員）を上回る受入れについては、他制度における取扱いを参考としつつ、保育制度の特性や定員弾力化措置が待機児童対応に果たしてきた役割を踏まえ、基準検討部会における公定価格等の議論と併せて検討する。

（７）保護者の就労状況の変化に対応した１号の利用定員と２号の利用定員の取扱いについて【対応方針】

○　２号認定を受けている子どもが保育の必要性の認定要件に該当しなくなった場合、１号認定を受けている子どもが保育の必要性の認定要件に該当するようになった場合、ともに、基本的には柔軟な取扱いとすることを基本とする。

３　情報公開の取扱いについて

（１）概要について

○　子ども･子育て支援法では、施設･事業の透明性を高め、教育･保育の質の向上を促していくため、教育･保育施設の設置者、地域型保育事業の事業者に対して、確認を受け、教育･保育の提供を開始しようとする際などに、当該施設･事業において提供する教育･保育に係る情報を都道府県知事に報告することを求めている。

○　都道府県知事は、上記の報告を受けた後、その報告の内容を公表しなければならないこととされている。

○情報公表の項目

ア　学校教育･保育の理念など、施設の運営方針
イ　学校教育･保育の内容及びその特徴
ウ　一人の職員が担当する子どもの数
エ　職員の保有免許･資格、常勤･非常勤の別や経験年数･勤続年数
オ　定員以上に応募がある場合の選考基準
カ　上乗せ徴収（実費徴収を除く）の有無
キ　カで「有」の場合、その理由及び上乗せ徴収額等

４　運営基準について

（１）利用開始に伴う基準について【対応方針】

○　施設･事業者が適切な教育･保育を提供するため、提供の開始に当たって、あらかじめ、保護者に対して事前説明を行った上で、同意を得ることを求めることとする。

・運営規程（施設･事業の目的･運営方針、教育･保育の内容、職員体制、開所日･時間、利用者負担等）
・苦情処理体制
・事故発生時の対応　等

○　利用申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

○　「正当な理由」については、①定員に空きがない場合、②定員を上回る利用の申込みがあった場合、③その他特別な事情がある場合などを基本とする。

○　利用申込みに対して、施設･事業者が自ら適切な教育･保育を提供することが困難であるとして「正当な理由」に該当する場合、他の適切な施設･事業者への連絡又は当該施設･事業の紹介、市町村によるあっせんの要請等、必要な措置を講じなくてはならないこととする。

○　定員を上回る利用の申込みがあった場合については、国が定める選考基準に基づき選考を行うこととなるが、選考方法について、あらかじめ明示しておくことを求める。

○　教育標準時間認定を受けた子どもの場合、①抽選、②先着順、③建学の精神等設置者の理念に基づく選考などの方法により、各施設･事業者においてあらかじめ選考方法を明示した上で、行うこととする。

○　特別な支援が必要な子どもの体制が整っている施設の場合、特別な支援が必要な子どもを優先的に選考できることとする。

○　保育認定を受けた子どもの場合は、市町村が利用調整を行う。

（２）教育･保育の提供に伴う基準について【対応方針】

○　地域型保育事業を行う事業者に対し、①保育内容に関する支援、②卒園後の受け皿、の観点から、連携施設の設定を求めるとともに、連携内容等を明確にするよう努めることを求めることとする。

○　特に、連携施設との関係において、経費が必要となったり、利用枠の設定などの形で確実な履行が担保されるべき

①保育内容の支援として、連携施設から給食の外部搬入を行う場合及び合同で嘱託医の検診を受ける場合

②卒園後の受け皿として、連携施設に小規模保育からの優先的な利用枠を設ける場合

は、協定書等（契約書、覚書等）の締結を求め、どの施設と連携関係にあるのか、情報公表項目として明示していくことを求めることとする。

○　施設･事業者は、法に定める利用者負担を受領するものとすることを求め、その上で、それ以外に実費徴収･実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる旨を定めることを基本とする。

○　実費徴収、上乗せ徴収のあり方については、公定価格のあり方や実費徴収に係る補足給付を行う事業（地域子ども･子育て支援事業）とも密接に関連することから、教育･保育の多様性の実態や公定価格の中で対象とする経費の考え方を踏まえつつ、公定価格の議論において検討することとする。

（３）管理･運営等に関する基準について【対応方針】

○　運営規程において定めるべき事項として、以下のような事項について定めることを求めることとする。

①施設･事業の目的及び運営の方針
②提供する教育･保育の内容
③職員の職種、員数及び職務の内容
④教育･保育を提供する日及び時間（開所時間）、提供を行わない日（休業日）
⑤利用料に関する事項
⑥利用定員
⑦施設･事業の利用開始･終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
⑧緊急時等における対応方法
⑨非常災害対策
⑩虐待防止のための措置に関する事項
⑪その他施設･事業の運営に関する重要事項

○　入所者、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じることとする。

○　運営基準上、教育･保育施設･地域型保育事業ごとの区分経理を求める。

○　その上で、財務諸表の公表を求めていくことを基本とする。（運用面に関する詳細については、更に検討。）

○　給付の対象施設･事業であることの辞退（確認の辞退）や利用定員の減少については、３ヶ月以上の予告期間を設けることとされている。

施設･事業の撤退時における市町村又は当該施設･事業者等からの連絡調整等については、当該施設･事業を現に利用している子ども･保護者に対して継続して教育･保育が提供されるよう、できる限り協力することとする。

○　上記に伴い、協力する教育･保育施設･地域型保育事業者についていは、利用定員の弾力化に当たって配慮することとする。